

判決年月日	平成21年4月28日	担当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事 件 番 号	平成20年（行ケ）10119号		
○拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決が，引用発明及び一致点の認定に誤りがあるとして取り消された事例			

（関連条文）特許法 29 条 2 項

（要旨）

原告は，名称を「デジタル・ビデオ信号処理システム用のオンスクリーン表示装置」（その後の手続補正により名称を「デジタル・ビデオ信号処理装置」と補正）とする発明につき国際出願の方法により特許出願をしたところ，日本国特許庁から拒絶査定を受けたので，これを不服として審判請求をしたが，同庁が請求不成立の審決をしたことから，その取消しを求めた事案である。

争点は，原告の上記発明（本願発明）が，引用例に記載された発明（刊行物 1 発明）との関係で進歩性（特許法 29 条 2 項）を有するか，である。

本判決は，次のとおり判示するなどして，特許庁は引用には引用発明及び一致点の認定に誤りがあるとして，審決を取り消したものである。

「エ 以上の記載によれば，刊行物 1 発明においては，例えば，会議を実施するに当たり，会議出席者に割り当てられた端末（マスタ装置及びスレーブ装置）の液晶画面上に I S D N 回線を介して取得した共通の会議資料（ファクシミリ画像等）をそれぞれ表示させ，しかも，会議出席者が上記端末に表示された会議資料上にタッチペンを用いて描画すると，その画像が他の端末にも表示されるという機能（テレライティング通信機能）を有するものである。ここで，会議資料として用いられるファクシミリのデジタル・データは，符号化復号化装置 65 において画信号が符号化圧縮されるとともに，符号化されている画情報を元の画信号に復号化することになり，またタッチペンを用いて描画すること等により得られるグラフィックデータは，G D C（グラフィック・デバイス・コントローラ）61 において制御されることになる。

ところで，上記のとおり，段落【0056】及び段落【0057】には，G D C（グラフィック・デバイス・コントローラ）61 と符号化復号化装置 65 の各データ処理に関して，いずれも「V R A M 63」を「ワークエリアとして用い」る旨の記載があるが，段落【0056】における「... G D C 61 は，V R A M（ビデオ R A M）63 をワークエリアとして用い，したがって，その処理結果により得られた表示画像のビットマップデータは，V R A M 63 に蓄積される。...」との記載に鑑みれば，同発明においては，「ワークエリアとして用い」ることの意味を G D C 61 において処理されたデータを蓄積することの意

味に用いていることが認められるから，上記段落【００５６】と同一の記載である符号化復号化装置６５に関する段落【００５７】の「ワークエリアとして用い」る旨の記載についても，符号化復号化装置６５において処理されたデータを「ＶＲＡＭ６３」に蓄積することを意味するものと解することができる。」

「オ さらに，上記の点を，刊行物１発明における符号化復号化装置６５の機能の観点から検討する。

図１０ないし図１２に基づく実施例においては，グループ３ファクシミリモードの符号化復号化処理機能とグループ４ファクシミリモードの符号化復号化処理機能を用いた静止画像処理を行うものである（段落【００５７】）。そして，グループ３ファクシミリの符号化方式は，ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｔ．４の表２「Ｔ．４ ターミネイティング符号」（甲５・８頁～９頁）に示されるように，元の画像である黒・白ランレングス（特定の数の黒画素または白画素）と符号語（ファクシミリデータとなる符号化された画像情報）とは１対１に対応しているため，グループ３ファクシミリにおける画像情報の復号化処理に当たり他の画像情報を参照すること等は原理的に不要であるから，符号化復号化装置６５は，符号化されている静止画の画像情報を受信すると，これをＶＲＡＭに一時保管するまでもなく即座に画信号に復号化することができる。また，グループ４ファクシミリの符号化方式も，ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｔ．６の表２「Ｔ．６ ターミネイティング符号」（甲５・７６頁）に示されるように，一次元符号化においてはグループ３ファクシミリと同じ符号化方式を用いるから，同様に，画像情報を即座に画信号に復号化することができる。

そうすると，刊行物１発明の符号化復号化装置６５は，グループ３ファクシミリ又はグループ４ファクシミリの画像情報の復号化処理を行う際には，ＶＲＡＭ（ビデオＲＡＭ）６３を「データ処理の半ばに一時的に用いられる記憶領域」としてのワークエリアとして用いることは予定されていないと理解することができる。

カ 以上検討したところによれば，刊行物１発明における「ＶＲＡＭ６３」は，復号化前の「圧縮形式の画像を表すデジタル・データ」とグラフィック画像を表すデジタル・データの両方を記憶する単一のメモリということとはできない。」

「(5) 以上によれば，刊行物１発明のＶＲＡＭ６３は符号化した画像情報を記憶するものではないから，審決が「符号化されている画像情報は，復号化する前に，ワークメモリとしてのＶＲＡＭ６３に一時記憶されるものと理解される」（審決６頁）と認定したことは誤りであり，したがって，ＶＲＡＭ６３は，「上記画像を表わすデジタル・データと上記グラフィック画像を表わすデジタル・データの両方を記憶する単一のメモリ」といえる限りにおいて本願発明と相違しないとした審決の一致点の認定も誤りであり，その誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。」